

第4次高知県情報ハイウェイ民間利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県情報通信基幹ネットワーク運営管理規程（平成15年4月高知県訓令第8号。以下「規程」という。）第16条第3項の規定に基づき、第4次高知県情報ハイウェイ（以下「情報ハイウェイ」という。）の民間利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 県は、行政サービス、教育サービス等県民サービスの向上を図るため、民間事業者が情報ハイウェイの一部を利用することを認めるものとする。

(利用の内容)

第3条 利用者(第6条第1項の規定により知事の許可を受けた者をいう。以下同じ。)は、アクセスポイント等(情報ハイウェイを利用するため、利用者が接続することができる相互接続点をいう。以下同じ。)に設置した接続回線収容装置に、自設回線又は電気通信事業者の回線サービス等により接続して情報ハイウェイを利用することができる。

(利用期間等)

第4条 情報ハイウェイの利用期間は、令和2年4月1日から令和10年3月31日までの期間とする。

2 県は、前項の規定による情報ハイウェイの利用期間の終了又は変更によって利用者が被る損害又は損失等について、損害賠償責任、損失補償責任その他の法律上の責任を負わないものとする。

(利用許可の申請)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、情報ハイウェイの利用許可を申請することができる。

(1) 行政機関、教育機関、医療機関その他の公共サービス又は準公共サービスを提供する団体等に対して情報システムのサービス等を提供しようとする者

(2) 行政、教育等の公共サービスを提供しようとする者

(3) 医療機関、電気通信事業者(情報ハイウェイを活用して条件不利地域においてブロードバンドサービス等を提供しようとする者に限る。)等の準公共サービスを提供しようとする者

(4) 前3号に掲げる者の他、公共目的又は準公共目的で情報ハイウェイを利用しようとする者で、他の有効な手段がない者

2 情報ハイウェイを利用しようとする者は、別記様式第1号による利用許可申請書及び別記様式第2号による利用計画書(前項第3号に掲げる者のうち電気通信事業者に限る。)を知事に提出しなければならない。この場合において、法人又は団体にあつては、当該法人又は団体の契約の主体となる代表者が申請するものとする。

3 前項の規定により利用許可の申請をした者は、この要綱の内容に同意したものとみなす。

(利用の許可)

第6条 知事は、前条第2項の規定により申請があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、情報ハイウェイの利用を許可するものとする。

- (1) 申込みのあった利用の方法又はその保守が技術上困難なとき。
- (2) 接続に関する機能要件に適合しないとき。
- (3) 十分な回線の余裕がない等利用を許可することにより、通信環境の劣化を招くおそれがあるとき。
- (4) 利用許可申請書に虚偽の記載を行ったとき。
- (5) 第14条に規定する禁止行為を行うおそれがあると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか第2条及び前条第1項の規定に照らして妥当でないと判断したとき。

2 前項の規定にかかわらず前条第1項第3号に掲げる者のうち、電気通信事業者にあつては、前条第2項の規定により提出された利用計画書を審査し、適当であると認めた場合は、前項各号に該当するときを除き情報ハイウェイの利用を許可するものとする。

3 知事は、利用を許可した場合は、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(利用許可内容の変更)

第7条 利用者は、前条第1項又は第2項の規定により利用の許可を受けた内容の変更(利用期間の延長を含む。)をしようとする場合は、別記様式第3号による変更申請書を知事に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定により利用許可内容の変更を許可する場合について準用する。

3 利用者は、第5条第2項の規定により提出した利用許可申請書等に記載した氏名(団体又は法人にあつては当該団体又は法人の名称及び代表者)又は住所に変更があつた場合は、変更があつた日から30日以内に、別記様式第4号による変更届を知事に届け出なければならない。

(許可の譲渡の禁止)

第8条 利用者は、情報ハイウェイを利用する権利の全部又は一部を第三者に譲渡、貸与(名義貸しを含む。)、担保としての提供等をしてはならない。

(利用の中止)

第9条 利用者は、第6条第1項又は第2項の規定により許可を受けた情報ハイウェイの利用を、許可を受けた期間の満了前に中止した場合は、別記様式第5号による利用中止届を直ちに知事に届け出なければならない。

(経費の負担)

第10条 情報ハイウェイの利用に関して利用者が負担する経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 情報ハイウェイの使用料は、無料とする。
- (2) 情報ハイウェイとの接続に要する経費については、利用者の負担とする。

2 前項に定める経費の負担の他、構内接続の利用に関する経費の負担については、第4

次高知県情報ハイウェイ構内接続利用要綱（令和2年4月1日施行）に定めるとおりとする。

（総合窓口の開設）

第11条 県は、情報ハイウェイの民間利用に関する問い合わせ等に対応する総合窓口を開設するものとする。

（運用の一時停止）

第12条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合は、情報ハイウェイの運用を一時停止することができるものとし、この場合において、県は、停止する日の40日前までに利用者に対して通知するものとする。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合は、この限りでない。

- （1）構成機器等の保守又は工事のためやむを得ないとき。
- （2）前号に掲げる場合のほか運用の停止が必要であると知事が認めた場合

（利用者の義務）

第13条 利用者は、国内外の他のネットワークを経由して情報ハイウェイを利用する場合は、その経由するネットワークの規約に従わなければならない。

- 2 利用者は、情報ハイウェイの運用に支障を来さないように努めなければならない。
- 3 利用者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。
- 4 利用者は、情報ハイウェイの利用により、他の利用者、県又は第三者に損害を与えた場合は、損害を与えた利用者の責任及び負担により解決しなければならない。
- 5 利用者は、この要綱及び関係法令を遵守しなければならない。

（禁止行為）

第14条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）情報ハイウェイの利用又は運営を妨害する行為
- （2）情報ハイウェイの運用に係る設備又は情報ハイウェイを利用するために他の利用者が設置した設備に支障を与える行為
- （3）他の利用者、県又は第三者の知的財産権、肖像権又はプライバシーを侵害する行為
- （4）他の利用者、県又は第三者を差別し又は誹謗中傷し、その名誉又は信用を毀損する行為
- （5）身分を偽り、第三者になりすまして情報ハイウェイを利用する行為
- （6）有害なコンピュータプログラム等の送信行為
- （7）他の利用者、県又は第三者に不利益を与える行為
- （8）前各号に掲げるもののほか法令又は公序良俗に違反する行為

（利用許可の停止）

第15条 県は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用者の利用を停止することができる。

- （1）第13条の規定に違反した場合又はそのおそれがあると認められる場合

(2) 第14条に規定する禁止行為を行った場合又はそのおそれがあると認められる場合

(3) 県が行う技術的指導又は警告に従わない場合

(4) 前各号に掲げるもののほか利用者として不適当と判断される行為を行った場合

2 県は、利用を停止する場合は、あらかじめ利用者に対してその旨を通知するものとする。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合は、この限りでない。

(利用の許可の取消し)

第16条 県は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用者の情報ハイウェイの利用の許可を直ちに取消することができる。

(1) 前条第1項の規定により利用が停止されてから30日を経過してもなお停止理由が是正されない場合又は30日以内であっても情報ハイウェイの運営に著しい支障があると認められる場合

(2) 利用者が利用許可申請書又は変更申請書に虚偽の記載を行ったことが判明した場合

(3) 国税、地方税等に係る滞納処分等を受けた場合。

2 知事は、前項の規定に基づき利用の許可を取り消す場合は、当該利用者に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

(責任の制限)

第17条 県は、情報ハイウェイの利用の停止、運用の一時停止等によって利用者又は第三者に生じた損害又は損失について、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を負わないものとする。

2 利用者が情報ハイウェイの利用によって、他の利用者又は第三者に対して損害又は損失を与えた場合は、利用者がその責任を負うものとし、県は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を負わないものとする。

3 県は、利用者が情報ハイウェイを通じて受信又は発信する情報について、その完全性、正確性等を保証をするものではなく、責任も負わないものとする。

4 県は、利用者自身がアクセスポイント等に設置した機器又はソフトウェアについてその動作等に関する保証は行わないものとする。

5 利用者が情報ハイウェイの利用に関する問い合わせ等に要した経費は、利用者が負担するものとする。

(損害賠償の請求)

第18条 県は、利用者の違法、不正又はこの要綱に反した利用により、損害を受けた場合は、当該利用者に対し、損害賠償の請求を行うことができる。

(情報公開)

第19条 県は、情報ハイウェイの利用内容について、次に掲げる事項を公開するものとする。ただし、第2号から第4号までに掲げる事項について、利用者が開示をしない理由を県に申し出た場合であって、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第6条第1項の規定による非公開情報に該当すると認められるときは、非開示とすることができる。

- (1) 利用者の名称
- (2) 情報ハイウェイの利用目的
- (3) 利用するアクセスポイント等の名称
- (4) インターネット接続回線の利用の有無

(利用状況の調査)

第20条 県は、利用者に対し、利用状況等に関する調査への協力を依頼することができるものとし、利用者は、この依頼があった場合は、誠意をもって協力しなければならない。

2 県は、前項の調査のうち、電気通信事業者に対するものは、そのサービス提供状況に関する調査を行うものとする。

(知的所有権)

第21条 県が情報ハイウェイの運営に関して作成した著作物の著作権は、県に帰属するものとする。

2 前項の著作権の使用を希望する者は、県の許可を受けなければならない。

(要綱の改正)

第22条 県は、必要があると認めた場合は、利用者の同意を得ることなく、この要綱を改正することができる。この場合において、利用者は、改正後の要綱に従わなければならない。

2 県は、この要綱を改正することにより影響を受けることになる利用者に対して、知事が別に定めた方法により事前にその内容を通知するものとする。

(連絡事項の効力の発生)

第23条 県から利用者への連絡は、別に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、その該当する各号に定めるときに到達したものとみなす。

- (1) 手交によるとき 手交した時
- (2) 郵便又は宅配便によるとき 到達した日
- (3) ファクシミリによるとき 発信日の翌日
- (4) 電子メールによるとき 電子メールを発信した時から24時間後
- (5) 県公開ホームページによるとき 当該ホームページ上に掲載した時

(協議)

第24条 情報ハイウェイの利用に当たり、この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と利用者とは誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(合意管轄裁判所)

第25条 情報ハイウェイの利用に関し訴訟により解決する必要がある場合は、県を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(高知県電子申請システムによる協議等)

第26条 第5条第2項、第7条第1項、第7条第3項及び第9条の規定に基づく協議については、高知県電子申請システムにより行うことができる。

附 則

- 1 本要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本要綱は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。
- 3 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この要綱は、令和 3 年 2 月 15 日から施行する。